

平成 1 7 年度 第 3 回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成 1 8 年 3 月 2 8 (火)

午前 1 0 時 0 0 分 ~ 1 2 時 0 0 分

場所：文京区役所庁議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

竹澤広報課長 おはようございます。

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

本日、成澤委員が欠席とご連絡いただいております。昆委員は後ほどお見えになるというご連絡いただきました。

本日の運営審議会につきましては審議会条例第7条第1項に規定しております定足数を満たしておりますので、ここに成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

2 助役あいさつ

竹澤広報課長 本日、区長はあいにく所要がございまして失礼させていただいておりますので、関助役からご挨拶を申し上げます。

関助役 おはようございます。助役でございます。

区長はきょう区長会がございまして、出席できませんので、私がかわりにご挨拶いたします。

委員の先生方には、大変年度末のお忙しい時期を会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、平素から文京区政の進展のためにご尽力賜り、厚く御礼を申し上げます。

個人情報につきましては、個人情報保護法など国の法律が昨年春に完全施行されたことにあわせまして、地方自治体でも条例の改正が行われたところでございます。文京区でも個人情報の保護に関する条例について罰則規定を設けるなど、個人情報の保護を拡充する条例改正を行ったところでございます。それにつきましては行政機関のみならず、民間事業者や区民の皆さんに対しても周知が図られ、個人情報を保護するという意識が社会に定着しつつあるように思われます。

また一方では、個人情報の実際の取り扱いにつきまして事業者や行政機関など取り扱う現場では、若干戸惑いもあるように思われます。例えば災害等の被害者情報や学校の緊急連絡網等の名簿、また卒業アルバムなどの個人情報保護の取り扱いについて、新聞報道等にもありますように、一部過剰反応として報道されているところでございます。総務省もこうした状況に対しまして、先般、個人情報保護の円滑な推進について注意を喚起しております。社会が共有すべき個人情報の範囲やその利用の手続きにつきまして、今後、社会的な合意を図っていくという必要があるのではないかと思われます。

本日、審議会に諮問させていただく案件は、公益的な見地からの個人情報の利用についてご審議をお願いするものでございます。本件も含めまして個人情報につきましては、今後も保護と利用との間でいろいろ困難なご判断をお願いすることがあろうかと思っておりますが、今後ともよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。

3 諮問

竹澤広報課長 本日は、諮問案件のご審議と、定例報告、その他の報告がございます。まず、諮問案件のご審議から入らせていただきたいと思います。それでは、ここで助役から会長に諮問をさせていただきます。

(諮問書の交付)

委員の皆様には諮問書の写しを配付させていただいております。閣助役は所要がございますので、申しわけございませんけれども、ここで退席させていただきます。

それでは、進行を内山会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

4 議事開始

内山会長 年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。お手元の次第に従って議事を進行させていただきたいと思います。先ほどいただきました諮問案件ほか報告案件が何件かあるようでございます。本日はこれらの審議、報告を受けるということになります。

それではまず、諮問案件について説明を事務局にお願いいたします。

竹澤広報課長 それでは、着席し説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に、お手元の資料についてご確認いただきたいと思います。資料につきましてはあらかじめ郵送で送付させていただいております。

資料第1号でございます。個人情報提供依頼者である首都大学東京大学院教授からの依頼文でございます。添付資料として別紙1から3が添付されています。別紙1は研究計画説明書、別紙2は研究の公益性についての文書、別紙3は大学院における研究実施の手続ということでございます。

資料第2号は、所管課でございます介護保険課の所見でございます。

資料第3号は、外部提供されるデータの項目と提供の方法を説明した資料でございます。以上が諮問案件に関する資料でございます。お手元よろしゅうございますか。

このほかの報告案件についても資料をお送りさせていただいておりますけれども、これにつきましては後ほどまた確認させていただきます。

本日は、所管課でございます介護保険課の藤田課長が説明のために同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

藤田介護保険課長 よろしくお願いいたします。

内山会長 よろしく申し上げます。

竹澤広報課長 それでは、諮問案件につきましてご説明させていただきます。まず、諮問文でございますけれども、読み上げます。

(諮問文読み上げ)

以上が諮問文でございます。

続きまして、資料についてご説明いたします。

まず、資料第1号でございますが、これは先ほどの首都大学東京大学院保健科学研究科

教授からの依頼文でございます。添付資料として研究計画説明書がございますが、ここに記載の研究を同課修士1年の研究者松本たか子氏の研究のため、個人情報の提供を依頼するという内容です。松本たか子氏は、文京区の介護保険部高齢者福祉課の介護予防担当をしている職員でございました。8. をご覧いただきますと、この情報は個人を特定できないようにすること、研究目的以外の使用はしないこと、研究終了後の資料は直ちに廃棄するという、個人情報を保護する措置が記載されております。

9. その他、のところでございますが、これは研究の構成について別紙に記載がございます。

別紙1は研究計画説明書でございます。

3. の実施(研究)事項の概要をごらんいただきたいと思います。

ここでは、介護保険導入の経緯が述べられておりまして、現状といたしまして要支援、要介護1の軽度の認定者が増加している一方で、軽度の認定者のサービスの利用が、状態の改善や悪化防止に必ずしもつながっていないという報告がございます。

また、死亡の原因と要介護の原因が明らかに異なっており、要介護の原因には、予防の可能性が高い生活機能の低下を来たす疾患や状態が多くを占めているということを指摘してございます。そして介護保険制度の改正で予防重視型システムへの転換、新予防給付の創設等によりまして総合的な介護予防システムを構築することとなったけれども、介護保険サービスの充足度の高い大都市部においては、軽度の認定者の介護サービスの利用の結果を分析した研究が少ないということ。このため本研究は、介護保険制度の適切な運用に役立ち、地域保健、福祉の分野においても重要な情報として期待できるということが述べられております。

次ページの(2)の調査方法でございますけれども、新規及び更新ごとの認定調査項目結果、それと介護給付の実績、それを分析することとしておりまして、統計解析ソフトウェアによる処理を行うということでございます。

対象者でございますけれども、約1,000名ということでございます。5. に研究の意義が記載されてございます。ここでは公共性を持つ課題を解決するため、データを系統的に分析、検討し知見を産出するものとしておりまして、説明可能な科学的根拠として文京区の介護保険施策へ活かすことが可能であり、地域ケア体制の構築に向けた一助にもなると指摘してございます。

6. に倫理的配慮という項目がございます。ここでは人、動物を対象とした学術研究につきましては、厚生労働省や文部科学省等が定めました研究倫理を確保するための指針というのがございますけれども、これをクリアするために学内の研究安全倫理委員会というのがございまして、ここでの審査を受け、承認されることが前提条件となっております。

なお、承認が受けられない場合には、研究は実施できないということとされております。

(2)の対象となる個人の人権擁護に関してですが、人権擁護の対策といたしましては、データは個人が特定されないようにするというのと、研究以外の使用は禁止していること、研究データの管理、アクセス、廃棄に対する措置等がここで述べられてございます。

次に、別紙2でございますけれども、本研究の公益性についてというものでございます。

1. の文京区選定の理由と潜在的ニーズというところでございますけれども、その理由として、実際に介護保険業務に携わるなかから生じた問題意識を基点にしているというこ

とでございます。文京区の介護保険の給付実績が特別区の中で上位に位置していること、介護予防事業の対象者のニーズや問題に対処するためには、区が独自にこの現状の分析を行うことが不可欠であるところ、これまで分析したものがないということが指摘されてございます。

3. では、得られたデータの介護保険への公益性が記載されております。(1)から(3)まででございますけれども、この研究によりまして(1)では、介護度の悪化の要因が解明される。(2)では、介護度の維持、向上、悪化群と、老化に伴う日常生活動作の不自由さや認知機能の状態との関係が解明されること。そして(3)では、介護度の維持、向上、悪化群の平均的なサービス利用量の実態が把握できるということが掲げられております。

4. につきましては、公衆衛生行政への公益性が記載されてございます。

次に、別紙3は、大学院での研究の流れを表にしたものでございます。研究課題の決定の経緯といたしまして、3で研究計画の立案があります。4で研究安全倫理審査委員会に諮り、この審査を受けて研究が開始されるという流れになっております。

なお、研究成果につきましては、8のところの研究発表会ということで、関連学術誌に論文を発表し情報発信をすることとしております。

あわせて、9では文京区へ報告されるとなっております。

以上が依頼文に添付された文書でございます。

続きまして、資料第2号でございます。これは介護保険部介護保険課の所見です。

ここでは今回の研究依頼のテーマについて、今後介護予防事業の企画のための基礎資料として有用性が高いということが述べられてございます。

それと、地域包括ケア推進委員会において、「科学的根拠を得ることは重要であり、文京区でも個人情報の保護を講じる一方で、学術研究に協力して区民に成果を還元すべきである。」というようなご意見をいただいております。

また、文京区では、軽度者に着目し、本件研究のように分析したというようなことはこれまでなく、今後も介護保険課単独で行うことは技術的にも困難であるとされ、以上から、依頼のあった研究のため、データ提供には協力したいということが述べられてございます。

資料第3号でございますが、提供する介護保険データということで、これは介護保険の申請から認定までの流れと、研究対象データにつきまして整理したものでございます。

裏面は、更新申請の流れ、それぞれの時点での提供データを整理してございます。添付されています認定調査票というのがございます。ここで黒く網かけした部分の情報につきましては、提供は行わないということを示したものでございます。

次に、個人情報保護法制の中での、学術研究のための個人情報の提供についての考え方につきましてご紹介させていただきます。

まず、国の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というものがございまして、その第8条に利用及び提供の制限の規定がございまして、ここでは、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除きまして、専ら統計の作成、または学術研究の目的のために提供するときは、その利用目的以外の目的に提供できるものと明文化されております。

なお、この条は、統計や学術研究の場合は、通常個人識別性のない形で利用されること

となるため、個人の権利利益を侵害するおそれがほとんどないと考えられることから、統計や学術研究の公益性が高いことを斟酌して、こういう規定を置いたものであります。

また、個人情報保護の基本法でございます個人情報の保護に関する法律がございますけれども、その第1条では、目的として「個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護すること」と規定されております。この基本的な考え方と憲法上の学問の自由の保障を踏まえまして、第50条第1項におきまして、大学その他の学術研究を目的とする機関、団体、あるいはそれらに属するものが、学術研究の用に供する目的で個人情報を利用する場合につきましては、利用目的の制限であるとか、提供制限であるとか、開示等を定めた規定は適用しないということで適用除外としています。

諮問案件に関する資料につきましてのご説明は以上でございます。

内山会長 はい、ありがとうございました。

諮問案件について資料等をすべてご説明いただきました。この諮問に当審議会としてどのように答申をするかということをごこれから審議していただくわけですが、まずご質問に限らず、ご発言でも結構ですが、どなたかからいただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

昆委員 2点ほどあるんですが、1つは、研究期間終了後はデータを直ちに廃棄、消去する。当然だと思んですが、これはだれが証明するのか。本人が消去しましたということですが、我々のところでは、第三者が確かにそれを消去しました、廃棄しましたという証明をもらう。これはどういう形になるのかというのが1点です。

2点目は、本研究の公益性という点ですが、文京区を選定した理由が書いてあるんですが、どうも文京区を選定した理由にしては希薄だ、要するに文京区じゃなくてもいいんじゃないか。ちょっと文京区を選定した理由が希薄だと思う。

内山会長 なぜ文京区のデータだけを欲しいのかという。

昆委員 ええ。そこが希薄かというふうに思うんです。

竹澤広報課長 第1点でございますけれども、これは誰がするのかという、仕組みとかシステム的にはそういう手続はないですけれども、提供する際に一定の条件がございます。それと廃棄、処分につきまして報告を受けるとかというようなことも可能であろうかと思えます。この点は提供する際に、そういう条件を付した形で提供するというような形を考慮したいと思っています。

それと、文京区を選定した理由でございますけれども、これにつきましては本研究の公益性というところに、最初でございますけれども、実際に介護保険業務に携わる中から生じた問題について研究をされるということが、まず文京区を選んだ大きな理由になるのかということでございます。研究者は、文京区の高齢者福祉課で介護予防の関係の業務を直接担当している職員というようなこともございます。また介護保険に関するそういった利用と介護度にかかわる研究というのが少ないということとか、あるいは介護給付費の状況が、文京区は特別区の中でも特にかなり上位に属しているということがございますので、その点も含めて効果について研究成果を出したいというような意向であると思えます。

内山会長 よろしいですか。

昆委員 はい。

内山会長 そのことと関連して、私の方からもう少し何ってよろしいでしょうか。

その条件ですけれども、そもそもこれは、情報は誰に対して提供するんですか。

竹澤広報課長 研究依頼は、首都大学東京の研究科の猫田教授がされています。実際にデータを使うのは、その記載にございますところの研究者が使うこととございますが、これは学内の内部的な個人情報の取り扱いに関わることです。あとは先ほどの倫理審査会ですか、個人情報の取り扱いにつきましては学校内での審査を受けるというようなこととございますので、私どもといたしましては個人にではなく、研究科の修士課程での研究という形で提供するものです。

内山会長 そうということになると、首都大学東京そのものに対して提供するということになるんでしょうか。機関、組織に対して提供するのか、猫田教授そのものに対して個人的に提供するのか、松本たか子さんという方に提供するのか。仮に何か不都合があった場合に、その責任を誰がとるんだというときに、猫田先生が、私は紹介しただけで知らないよと言われたらどうなるかというふうなことも含めて、提供する相手方を誰にするのかということは明確に認識しておかないといけないことだと思います。

竹澤広報課長 私どもの方といたしましては、研究課程のことで依頼がございましたので、首都大学東京の保健科学研究科ですか、それに対して提供するという形を考えてございます。猫田教授から提供依頼をいただいたということですが、この研究自体は個人研究というよりは学内で一定の手続を踏まえた研究ですので。

内山会長 言ってみれば、首都大学東京の大学院は、首都大学東京という機関の中の一組織ですよ。その中の大学院の中の研究科というのは、それ自体には責任者というものもないはずですよ。大学院の研究科長はいるんでしょうけれども、保健科学研究科の科長という責任者というんでしたら、その方に対してするということになるんでしょうけれども、恐らくそういう方はいらっしやらないかもしれない。猫田先生が研究科の科長ではないと思うから、代表もしていないと思うんですね。というようなことで、だれに渡すのか明確にさせていただかないといけないかなと思う。

中山委員 私も今会長のおっしゃっていることと同じようなことを感じていまして、たしか首都大学東京は公立大学法人か何かになって、今は法人です。

内山会長 そうですか。じゃ法人格を持っているんですね。

中山委員 はい。会長のおっしゃったとおり、法人格を持っているので、多分学長がその組織を代表するものになったかと思っておりますので、学長に対して提供して、学長がその当該教授に渡すというんであれば、そうすると法人格を持っている首都大学東京が責任を持つということになるのかと思っておりますけれども。

内山会長 そうですよ。

中山委員 それとあと、多分大学院研究科には研究科長という先生はいらっしやるんでしょうけれども、ここに出ている研究協力の依頼は、あくまでも教授として書いていらっしやる。もしこの研究協力の依頼に私たちがお応えする、とすると、教授個人に対する提供になるんだと思います。会長のおっしゃるとおり、首都大学東京に対して提供ということであれば、そういうふうにした方が特に学術目的であることを明確にするこの意味があるのでいいのかもしれないと感じました。

あと、もう1点は、多分猫田教授の指導のもと、松本たか子さんが研究されるんだと思いますが、こういう研究の場合、組織的に研究していることとかがあって、その猫田教授

の指導のもとにいる学部学生とかの卒業研究とかで、データにさわる可能性があるので、やはりある程度どの範囲で個人情報を利用されるのかということはわかった方がいいかなと思います。

内山会長 明確にさせていただくということですね。

中山委員 してあった方がいいかなと思います。なお、それはやはりあくまでも首都大学東京の大学院もしくは学部の研究のもとでということであれば、最終的な責任は首都大学東京の法人にあるという気もしますので、この辺を明確にしてあるといいと思います。

あと、先ほど昆委員がおっしゃっていた件ですけれども、消去の話ですが、やはりどなたか責任がある方から消去しましたという何か一言をいただいた方がよいと思います。

内山会長 そうですね。

中山委員 ただ、厳密には、多分会長がおっしゃった、提供を受けた方が消去しましたという一筆を最終的に文京区長に対して提出されるものなのかなという気がしました。

あともう1点は、確かにコンピューターは独立していてネットワークにはパスワードによらなければアクセスができないようになってはいますが、最近そういう計算機であっても非常によく問題が起きていますので、コンピューターのセキュリティーをちゃんと保つことというのは、私たちの方から条件をつけていかなければいけないという気がしました。

内山会長 はい、ありがとうございました。

中山委員 1点だけ確認しておきます。

基本的に学術研究であるということと理解しておるんですが、この松本たか子さんの個人の学位研究なのか、それとも文京区もやはりこういう研究は必要であるということが先ほど所管課長のご意見にもありましたが、文京区と首都大学東京との共同研究なのか、ちょっとその辺が明確になっている方がいいと思いました。というのは、松本たか子さんがここの職員というか、要するに地方公務員でいらっしゃるわけで、ここでの業務のときは多分地方公務員として個人情報に触っていらっしゃって、その後というか、大学に行かれると大学の学生の身分でされていると思うんですけれども、その聞き分けの問題があります。

逆に区でそれだけ役に立つ研究なのであれば、文京区としても、ある程度共同研究としているというのであれば、個人情報の使用とかについてもある程度よいのかなと。先ほど昆委員がおっしゃっていた、なぜ文京区を選んだのかというときに、文京区がある程度共同して研究しているからというのであれば、その理由づけになる。その辺の背景を明確にされた方がよいと思います。

内山会長 ただ、もともと依頼といいますか、資料第1号というところに出てくる猫田先生の印鑑の押してある依頼ということになりますと、ここからすべての物事が始まっているということになれば、これだけを読めば首都大学東京に所属される猫田先生という方がくださいと言ったというふうに文面は読み取るべきだと思います。何に使うんだと言えば、松本さんに資料を渡して研究させるというために使うんだというように読めます。大学法人がくださいと言っているわけでは少なくともないですから、猫田教授が依頼をされたということについてどういうふうに対応するかということを考えていただければいい。大学法人がもし要求するんでしたら、それはそれでまた別のことだということでもいいのかと思っているんですけれども、そうでないと、答申不能ということになってしまうんで

すね。

言ってみれば、猫田先生にお渡しするという認識で文京区はお渡しするという理解をしてよろしいかどうかということをもとに伺っておかないと、そうでないとすると全体が崩れてしまうかなと思うんですけども。

竹澤広報課長 私どもの方といたしましては、首都大学東京での大学院の研究科に対して提供するということですが、どこから出たか、依頼があったかということは、この文面上は確かに猫田教授になりますけれども、情報提供先ということでは、実際は先ほど申しましたように、研究の課程の中で大学全体がかかわっているという流れの中にある、ということでございます。

内山会長 ただ、そうしますと、大学からすると、恐らく学科会ないしは教授会の審議を経ないといけないことになるかもしれないようなことだと思います。本当に大学の組織としてやるのであれば、公印を押してある文書になるはずですが、そこら辺のことですが、本当に大学の組織にお渡ししようということ考えていらっしゃるのですか。

藤田介護保険課長 最終的に責任は、指導教官の猫田先生のところで持っていただこうと思っています。

内山会長 猫田先生個人ですか。首都大学東京ですか。

藤田介護保険課長 首都大学の教授、研究科の教授としてです。

内山会長 猫田先生がおやめになった後はどうなるんですか。要するに法律的にそういうことなんですよ。

中山委員 研究科長なり、もしくは専攻長なりの何らかの代表者の方にお渡しするのであれば、猫田先生が急に転出されたりして指導教授が変わった場合にも問題が起きないと思うんですが、今会長がおっしゃっている猫田教授ご本人ということになっているところに、この話のネックがあるという気がします。

内山会長 首都大学東京の代表者は猫田先生ではないですから、その方の文面をいただかないといけないんじゃないでしょうか。ないしは首都大学東京では、こういうことについては猫田先生に権限を委任しているというような内部規定があれば別ですが、そういうことが明確になっていないと、首都大学東京に所属する人が何でも首都大学を代表して物を言えるということにはならないはずですが。

首都大学東京という法人の中の一つの組織には渡せないはずですよ。もし文京区は、この諮問の趣旨が首都大学東京という法人組織にお渡しするんだというふうにお考えだということならば、そのようなことを前提に審議していただきますけれども、それでいいんですか。だということになれば、首都大学東京からいろいろ公文でいただきました、ないしは先ほどの情報を使用した後、廃棄したというふうなことについての報告も、公印をもらって、首都大学東京から受けなければいけませんけれども、そういうことにすることで、ここの審議を進めていいんですか。

藤田介護保険課長 ええ、それでお願いします。

内山会長 そうですか。

池本委員 ちょっとよろしいでしょうか。

内山会長 はい、どうぞ。

池本委員 今依頼されているときには担当課と担当課長がそのように理解されていなか

ったので、大学に大学のシステムというものがあるし、規定があるでしょうから、それを確認しないで、ここではいということに了解してしまっているのかというような疑問を私は持ちます。

内山会長 そうですね。

池本委員 非常に不安な思いがあります。

あと、この研究者の方が介護予防課の職員でいらっしゃったというのは今伺ったんですけども、この方が業務の上で、ぜひそういう研究を深めたいという趣旨で、個人的に大学院の研究者として取り組む、個人で文京区に対して研究のために依頼するというのであれば、それはまた一つの考え方で、提供するかどうかというのがあると思うのです。

内山会長 はい、そうです。

池本委員 あと先ほど昆委員がご質問なされたことで、私も資料いただいたときに、何で文京区だけ選ばれているのかというのが非常に理解しがたくて、きょう伺おうと思っていました。あと、これを担当課の職員である方が研究課題にして、それをご自分の働いている文京区にもバックしようということがあるんだとしたら、これは行政としてできないことなのかどうか。それはちょっとこの審議会の権限外なのかもしれませんけれども、何か根本的な研究のために提供されて、それを文京区が有効利用するんだということがちょっとよく理解しがたいという思いで私はいます。

内山会長 今、池本委員がおっしゃったことは、要するに先ほどの事務局のご説明では、研究者に情報提供すること自体はもともとできる、国はそのように考えている。それは研究者ならいいわけで、ただ大学院の院生が研究者といたしますか、研究者の卵になるか、研究者になる途上にある人たちというふうなことなのかもしれませんけれども、いずれにしても研究をしている方にお渡しするということならば、それはそれで国のガイドラインからすると合っている。

ただ文京区とすると組織に渡すというふうなご認識だということですよ。

中山委員 個人研究家は世の中にいますよね。大学とかに所属しなくて。そういう方がやはり同様に私たちのところに依頼に来たときのこともあり得るので、それと同様に猫田教授と松本さんに対する、個人に対して提供することを今回考えるのか、それとも修士の研究はあくまで学生ですから、教職員ではないので、学生だから責任を負えるのは機関だからということで機関にするのか、その辺どちらかを今回はっきりさせてから進めないともうまいかなという気はしますね。

内山会長 そうですね。その点は要するに諮問をする方が大学組織に対してということですから、その点はもうそれを前提にしないと始まらないような気もします。

中山委員 それと、池本委員がおっしゃった文京区としてできないのかということも、先ほどちょっと僕が言った共同研究とかであれば違うのかなということですね。

内山会長 ただ、そうしますと共同研究ではないわけですから、これは不適切ということになるのかどうかということです。

藤田介護保険課長 よろしいでしょうか。研究者の松本たか子さんは今介護保険課ではなく、隣の高齢者福祉課の職員で、介護予防担当をしておりますが、皆様にお示しした資料第3号のデータに直接今かかわることはできません。こちらのデータは介護保険課内の職務上で処理されるべきデータで、介護予防担当とはいえ個別にこれにアクセスするこ

とはないという現状でございます。

介護予防にそれだけ有用な研究なら、なぜ行政みずからやらないのかということですが、かなり制約がございます。介護保険制度が始まってから6年を過ぎているわけですが、状況も目まぐるしく変わっておりまして、現実的な制度運営に対応するだけでかなりいっぱいな状態です。静止状態でバックデータとか状況報告は、年度別に文京の介護保険というような形でまとめてはいるんですが、経過的に何年かを追っていった分析までは、私どもの能力を日常的に超えておりますので、介護保険課単独では無理だという状況でございます。それならば共同研究ということも将来的に考えられるんじゃないかというふうには、ご指摘どおり思っております。

なぜ個人じゃなくて組織を私どもが求めたかといいますと、個人ですと修士の学生さんが皆さんこうやってきた場合に、だれでも一定目的が納得できるものであれば受け入れるのか、提供するのかといったときに、やはり個人情報、個人が特定識別しにくいとはいえ、非常に重要なものですから、だれにでも出すのは私どもとしてかなり躊躇がある。責任を持って管理して下さるところという、よりどころというのを一つ求めたような状況でございます。

内山会長 いずれにしても、大学法人に対して情報提供するという事で諮問を受けたんだということであれば、後の部分は要らないわけですよ。個人がした場合は、そのときに諮問をするかどうか、区長さんが考えればいいことだと思います。

それと、共同研究の点も、今回はそれではないわけですから、首都大学東京の組織下にある研究者が研究をするということに情報提供をするのがいいかどうかということで判断をしていただきたいと思います。

昆委員 今会長もおっしゃったとおり、あくまでも個人情報を利用する場合にいかがなものかということの諮問を受けているわけです。今の共同研究はどうかというのはまた別の次元の話です。

それと、会長がさっきまとめてくれたので、それでいいかと思うんですが、いわゆるだれが最終的に責任を持つかという場合には、これは法人であると。それでさっきの質問をした倫理的配慮についてという中身はそういう中身になっているんですよ。要するに学内で倫理委員会開いて、そこで承認を受けたときに初めて研究ができると、そういう規定になっているわけですから、我々はあくまでも法人に対して情報提供する、責任は学長なりが最終責任は負っていくと。だから個人がかわっても、あくまでも法人というのは残るわけですから、そういう理解で、我々は猫田教授からそういう依頼は受けただけでも、審議会としては法人の首都大学に情報を提供するというふうにするにすればいいかと思う。

内山会長 そうですね。ですから、そういう首都大学東京にこの情報を提供することが適切かどうかということをご判断いただくということで、例えば今おっしゃった倫理委員会の審査があるというんでしたら、倫理委員会の規定等はいただいております。文京区が確認をしておいていただくということは大切なことだと思います。やはり個人はかなりプライバシーにわたる、非常にプライバシーにわたる情報を提供することですから、ある程度慎重にさせていただいた方がよろしいのかなというふうに思っています。

それで、条件の点は、今言った廃棄については、廃棄をしたということについて報告をいただくということをしていただくことですね。

中山委員 あと、計算機の管理状況をきちんとさせること。

内山会長 計算機等の情報の管理についてセキュリティーを守ってくださいというふうな条件を入れると。

それから、事前にそういうことをお約束しますというふうな文書をいただく。ただ、そういうことをやると、恐らく大学法人として四角い判こが出るというのは大変なことになってしまうので、無用のハードルをどんどん積み重ねていくような気もするので、どうなのかなとは思いますが。

中山委員 そこは法人格から依頼が来るのであれば、それでもいいんじゃないかと思いますが。ただし、最後に報告を求めますという。

内山会長 今は猫田教授の立場に立ってみると、いろいろなことを要求されると大変だなというふうに思っているんですけども、その程度でよろしいでしょうか。

じゃ、ここに資料第1号の猫田先生が書かれた8番の個人情報の保護の遵守についてというようなことに加えて、今ここで議題の出たようなこと、廃棄した後については報告をする、それから受け取ったデータについてはセキュリティーを厳格にするというふうなこと、コンピューターで処理する場合には、その情報が外部に流出しないというふうなこと、具体的に言えば、コピーをとらないこととかいろいろなことはあるでしょうけれども、そこまで書くかどうかは別として、そういうことですよね。

もし文京区のデータが出たということになると、だれの責任になるんだと、文京区はどうなっているんだというふうなことになってきますので、その責任をちゃんと明確にさせることまではしておいていただく。

竹澤広報課長 首都大学東京の研究安全倫理委員会ですか、これにつきましては学内規程がございます。その中では、これは大学の中で行う教員、大学院生、学生、研究生等が行う遺伝子等組みかえ実験そのほかの各種研究の際の審査機関ですけれども、本件研究については、委員会の構成は、関係部局長が指名する教員が若干名と学長が指名する倫理、法律を含む人文・社会科学の学内委員1名ないし2名、教職員の健康管理に責任を持つ事務職員2名、こういう委員構成で審査を行なうということになってございます。

内山会長 要するに、適切な複数の学内の教職員によって構成される会議で審議されるということですよ。

竹澤広報課長 はい。

内山会長 それでは、諮問については、これは個人情報保護条例の15条の2項の3号ということになりますから、「あらかじめ運営審議会の意見を聞いて、実施機関が外部提供することを特に必要であると認めたとき」、これに当たるし、またそれを提供することが相当であるという結論自体はよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 念のためにもう一つ、これ職務上といいますか、立場上伺っておいた方がいいだろうと思うことで確認をさせていただきたいんですけども、これは文京区の情報公開条例による情報公開請求が出ますと、具体的には出ない情報である、情報公開条例では情報提供しない情報であるということですね。

藤田介護保険課長 はい。

内山会長 やはり情報提供を受けた人の属性ですとかいろいろなことを勘案して、目的

とか個別的にいいかどうかということ、中身に入って判断をしていただく。この場合は、情報提供に応じることが相当であろうというのが審議会の見解である、ということでまとめさせていただきます。

中山委員 方向としては情報公開で出すものではなくて、こういう個人情報保護の審議会を通して出すべき情報であると、こういう方向であるということですか。

内山会長 いえ、違います。これは要するに個人情報保護条例の方で、行政体の方が特に必要であるということで外部提供したいということなんです。

中山委員 例えば私が研究者の立場で考えたとき、例えばこの松本さんとかもしくは猫田先生の立場のときに、情報公開条例で請求するような話ではなくて、今回の経路が非常に正しい経路であると、そういうことですね。

内山会長 そうでしょうね。ですから、情報公開条例だと出ないということなんです。その程度にセキュリティーがかかっている情報を外に出すということでもあるわけです。

それでは、諮問案件のもう一つは、提供後の本人通知の省略、あなたのデータをこういう形で首都大学東京の研究組織にお渡ししましたけれども、ということ、一々ご報告しないということですけども、個人のデータが特定されない、それも1件、2件ということになると、またまずいことがあるかもしれませんけれども、かなり大量のデータだということもあるので、本人通知を省略するという点についても、それで相当であるという意見だということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、諮問については、そのような答申案文を作成していただくということにいたします。

お手元にお配りした答申案文があります。今の発言は予測されていないでしょうから、たたき台という形でごらんいただくということになります。これに提供する条件を明記すること、それから提供の受取人については、結局その部分も明確に大学組織に対して提供するのが相当であるというふうなことからして、諮問をさせていただくということにしておきます。

竹澤広報課長 今いただいたご意見をベースにした答申案文を早急に先生方の方にお示しして、ご意見いただいた上で、最終的に答申案といたします。

内山会長 はい。それで、文学的なことからすると、いろいろチェックが入ると大変なことになってしまうので、文脈的には今の趣旨の答申をさせていただくということは一一致したという認識でございますので、あとは文章表現的なことは事前に事務局からお渡しをした上でご意見を伺って、それを集約するのは申しわけございませんが、私の責任で修正をさせていただくということによろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

5 定例報告

それでは、議事の第2番目、報告案件に移らせていただきます。

竹澤広報課長 それでは、まず定例報告がございます。過日ご送付してございます資料でございますけれども、資料第4号から資料第10号までが定例報告の案件でございます。

それでは、順次概略ご説明させていただきます。

まず、資料第4の1号でございます。これは業務登録の状況の報告でございます。それぞれ実施機関ごとに個人情報の業務として登録しております業務数が432件でございます。それにさらに細かく分けました業務の個票が、全体で875件でございます。

また、下段の方は個人情報ファイル登録数です。昨年3月に改正いたしました個人情報保護条例に基づいて、これは7月1日からの施行でございますけれども、1000人以上の個人情報を記録している個人情報ファイルにつきまして登録するということになってございます。それを今回初めての登録でございますけれども、全体で83件の登録数がございます。

次に、業務登録の種別でございます。資料4の2号でございますけれども、まず新規登録でございます。これは平成17年2月までの実績でございますけれども、23件でございます。新しい業務といたしましては、広報メディアに関する区民意識調査業務であるとか、あるいは、8、9、10と障害者の実態意向調査をしてございますけれども、そういったものがございます。

資料第4の3号でございますけれども、これは登録業務の廃止でございます。事業の完了、廃止等によりまして廃止するものでございまして、8件ほど業務登録の廃止をしてございます。

資料第4の4号でございます。業務登録の変更でございます。項目の変更、追加、廃止による変更でございます。全体で13件でございます。

続きまして、資料第4の5号でございますけれども、これが先ほど申しました個人情報ファイルの登録でございます。

続きまして、資料第5号でございます。外部委託についての報告でございます。23件でございます。それで、インターネットの予約システムを1月から始めてございますけれども、こういった業務を委託していますということで、その他個別に記載してございます。

続きまして、資料第6号でございますが、目的外利用についてのご報告でございます。これは全体で23件の報告でございます。

続きまして、資料第7号は外部提供でございますが、外部提供は13件でございます。

続きまして、資料第8の1号でございます。これは外部結合でございます。住民基本台帳システムの結合による住民基本台帳に関する事務処理ということで1件でございます。

次に、資料第8の2号でございますが、これは外部結合の住民基本台帳ネットワークにおけるデータの提供を転入、転出、転居等々個別に記載したものでございます。3月分につきましてはまだ記載がございませんけれども、大体前年度並みになるんではないかというような内訳になってございます。

参考といたしまして、次ページでございますけれども、住民基本台帳ネットワークに対する苦情でございますけれども、今年度2件ほどございます。

次は住民票の写しの広域交付、付記転出入の処理件数でございます。

続きまして、資料第9号でございますが、条例第22条に情報公表ということで規則に掲げる情報、例えば基本計画やその他全般の総合計画における中間段階での案等々でございますけれども、義務的な公表ということで29件ございます。

次に、資料第10号でございますが、こちらの方は条例第23条に基づき、努力義務としての情報提供のことでございます。全体で23件ございます。

以上が定例報告の案件でございます。

また、2月分まででございますので、3月分が出ましたら年度をまとめまして、また改めてご報告させていただきたいと思っております。

内山会長 ありがとうございます。

ただいままでのご説明、ご質問があればおっしゃっていただきます。

先日千葉県議会で個人情報保護法の行き過ぎについて何とか考えるべきだというふうな建議案が出たと思うんですけども、つまり緊急時の老人の避難をするために情報を共有するということが自分でできない、おかしいではないかというような趣旨の新聞報道がありましたけれども、文京区ではその点、緊急時の援助を要する老人の住居状況等について、関係諸団体が情報を共有するというふうなことについて取り組みはされていなかったのか。

竹澤広報課長 防災安全課の方で緊急対応とかするんですけども、今その点については検討しているところで、基本的には他団体等への提供については個人の同意を得てとか、制度上は今そういう形になっているところでございます。国の方でも何かいろいろその辺の取り扱いについては検討されているという状況はお聞きしていますけれども。

内山会長 具体的にまだ何か実施しているというわけではないんですね。

筒井委員 私たち民生委員ですけども、阪神大震災がありましてから文京区の民生委員独自のものを、全国に先駆けましてつくりました。それを例えば消防署とかそういうところからぜひ協力してほしいというような要請もあったんですけども、その資料を民生委員だけが持っていて、本当に災害があったときには協力するけれども、守秘義務ということで資料は出せないということにしていますが、福祉課の方でもそういうことがないものですから、今回大まかなところを福祉課と両方で共用しようというところまで、今来ています。

竹澤広報課長 任意の町会組織であるとか、いろいろな団体がございますもので、どこまでそれが提供可能なのかという部分について。

内山会長 そうですね。商業目的のところまでいっちゃうと大変なことになっちゃいますしね。

筒井委員 そうなんです。それでそれが多分去年のうちにおおよそのガイドラインができて、これからそれをもう少し煮詰めていくという状況です。

諸岡委員 その点ですけども、私は町会長をしていますもので、区との意見交換会が何かしばしばございまして、ある地域のところからそういう提案が出ています。災害時における要介護者といいますか、そういうような登録を町会としては受けていない。対応をどうしたらいいのかということが、町会では出ているんですけども、これについては、回答がないというか、できないというか、そう状況です。

私は老人クラブの会長もやっていますので、つい最近の例を申し上げますと、いつも寿会館に来ている単身者ですけども、最近見かけないけれどもどうしたんだと言ってたんですけども、皆さん情報がないわけですね。ところが、寿会館では連絡先というか、緊急時というのは機械を持っているんですよ。寿会館まで行ってもそれは教えてくれなかつ

たんですけれども。結果的には3月6日に本人が亡くなっていた。もうその前から盛んに騒いでいるんですけれども、方法がなかった。長男の嫁さんが連絡とったけれども連絡がとれない。クラブの会員の人も何遍も電話したけれども電話も通じない。民生委員の方に聞いてみたら、民生委員の方も連絡をとったけれどもとれないということで、後で調べて返事するというんですけれども返事が来なかったということで、騒ぎ出してからもう1週間以上たって、結果的には警察に行って検視の結果、多分3月6日の日に亡くなったんだらうと。見つかったのは3月14日です。

というような状況がありましたので、個人情報保護法とか何かと試してみても、緊急時のとき何か応用がきかないかなというようなことを私は感じています。あなたたち、そういう情報を持っているんじゃないかと言っても、あるんですけれども、台帳を見せられないと。でも寿会館の職員でも不審に思っているわけですから、早く情報を得ていれば助かったかもしれない。というのは、その嫁さんの話では、2月27日に電話を受けた。その後電話が通じないということで来たというのが14日。その間に2週間以上あるわけですね。私どもも3月3日の日に、どうもいつも来る人が来ないからどうしたんだらうということで騒ぎ始めたんですけれども、亡くなったのが6日だから、もしそのときだったら、助かったかもしれないというような状況なんですね。

これも読売新聞に出ていたんで、個人情報過剰保護見直しもと、こういうのが出ておりますけれども、今後の対応としてはどうしたらいいか。というのは、私どもは町会であり、老人クラブの会長であるとすれば、皆さんを保護というか、そういうような気持ちを持っているわけですね。どれだけ突っ込んでいいか、何もやらなくていいよと言われてればその方が楽なんですけれども、実際そういうような人と、町会が何もしてくれなかったんじゃないかというような感じを受ける人もありますので。

内山会長 そうですね。血の通った運営をするにはどうしたらいいか。今のままでは何かいろいろ支障がありそうだとすることはいろいろな報道もありますし、そういう中で文京区としても適切な対応が恐らく考えられているんだと思いますが、少なくとも時宜におくれないように対応していただくというようなことです。

中山委員 防災の観点や、防犯という意味でも、ある程度の地域連携が必要だと思います。ただ、一方で情報の漏えい防止も大切な話なので、そこをうまく制度をつくっていただく。あと、今の諸岡委員もおっしゃられた話だと、もうちょっと早くに寿会館の方がコンタクトされるようなことをされてもよかったかなと。これは個人情報保護の話とは違って、情報を持っている方がもうちょっと早目に動いていただきたいという感じですね。

内山会長 そうなんですね。ただ、行政機関も、持っているデータをその職務以外に使っちゃいけないみたいなことがあります。それは利用料を取るためだけに使っているんで、本人の安否は目的外だとかいう、杓子を定規に使うようなことになる、とても何も動けなくなってしまうんで、そこら辺いろいろところで工夫が必要かもしれないですね。

竹澤広報課長 やむを得ない場合について、生命、財産を守るための緊急対応はできる。そういう規定があるんですけれども、実際その判断がなかなか現場では難しい部分があります。

内山会長 間違った判断をした場合、責任はすべてその人がとりますからね。

それでは、ご報告ということで、適切な対応が必要な場合にはお考えをいただきたいと

思います。

6 その他の報告案件

竹澤広報課長 資料第11号と第12号がその他の報告案件でございます。

それではまず、資料第11号でございますけれども、これは住民基本台帳の閲覧制度の変更ということでございます。ご案内のようにダイレクトメール事業者による営業目的の閲覧であるとか、あるいは住民基本台帳の閲覧をして犯罪に利用した事例も社会問題としてクローズアップされ、国の方におきましても見直し検討会を設けまして、昨年10月に報告がされております。今開会しております通常国会で、住民基本台帳の改正案を参議院の方で審議中ということでございますけれども、基本的には今まで何人でも閲覧ができるというような規定を制限するというので、かなり限定的な形でしか閲覧を認めないというようなことになりました。

私どもの方としては、ダイレクトメール等の問題がございましたので、平成15年から、いろいろと対応してきたところでございます。その経過がここに書いてございますけれども、平成17年10月に閲覧者の氏名をホームページで公表するというふうにしてございます。その後12月1日から公用、世論調査、学術研究といった公益性の高い場合以外の閲覧はできない、営業目的等については閲覧禁止という取扱いでございます。23区では今、全区ともいろいろな形ではございますけれども、営業目的での閲覧は禁止しているようでございます。

そういうご報告でございます。

内山会長 ありがとうございます。

竹澤広報課長 もう1件は資料第12号でございます。選挙管理委員会からご報告ということですが。選挙人名簿の抄本の閲覧が選挙管理委員会ですけれども、閲覧申請書の公開請求がございまして、これの取り扱いについて参考のために他区に問い合わせ確認し、その調査結果を一表にまとめて他区にその情報を提供したけれども、その際に公開請求者の個人情報収集され、それを記載したものが配布されたということがございました。その後、他区から記載について指摘を受けて、配布した相手先については文書の廃棄を依頼して、厳正な取り扱いをしようということで申し合わせを行っております。さらに廃棄状況について報告を求め、結果といたしまして全区で廃棄されたという確認をしております。

こういったようなことがございましたので、選挙管理委員会といたしましても、再発防止の取り組みということで、法令遵守の徹底であるとか、職場内研究会などで個人情報保護の理解を深める対応をしていくということでございます。

内山会長 これは選挙管理委員会から広報課長に連絡があったことについて、当審議会にお話をいただいたということですね。

竹澤広報課長 こういうふうな取り扱いになったというようなことです。

内山会長 はい、わかりました。

以上の2件のいただいた報告についてご発言があれば、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

中山委員 資料第11号の裏側に閲覧者の公開がされていますが、このような形で閲覧目的とかを明記した上で、しかもその方がどなたかということがわかるように周知していることはいいことだと思いますので、この方法でお願いしたいなという感じを持ちました。

内山会長 これは規則を改正して法令の執行だということで、このような個人情報を公示するんですよね。

竹澤広報課長 公表の方は規則でございます。公表につきましては、閲覧請求時に同意をとるようになっています。

内山会長 ありがとうございます。

それでは、報告は了承させていただいたということとして取り扱わせていただきます。

それでは、これで予定されている審議案件、議事案件についてはすべて終了いたしました。

中山委員 ちょっといいですか。この前、情報公開に関して47都道府県で点数をつけたらという話がありましたけれども。

内山会長 開示の状況ですね。

中山委員 それで、あれは都道府県だけだったんですけれども、文京区でもやはり点数をつけられているのでしょうか。ちょっと個人的な意見ですが、自分たちの住む東京都が失格と書いてあって47番目に書いてあったのが非常に残念だったんで。あと文京区の点数をもしどこかから聞かされるようなことがあったのであれば、またお教えください。

竹澤広報課長 たしか政令指定都市までは出ていたかなと思うんですけれども、文京区は特にそういった調査もなかったようです。

内山会長 あれはオンブズマンというか、私的な組織が、自分の尺度でもって測ったということで、その尺度に合わないと本当にいけないかどうかというのは、その自治体が政治的な責任でもって判断することだと思います。

中山委員 評価の高いことにこしたことはないけれども、逆に例えばこの区で即日 to 文書公開とかをされたことに関して、私の知人などで区外の人なんですけれども、すごくいいところに住んでいるねと褒めてもらったこととかもありますので、ぜひ評価をきちっとお願いしたいなと思っています。

内山会長 これも文京区以外のことですけれども、情報公開請求をしますと、個人情報がある部分について黒塗りをして公開をする。閲覧をするだけですと無料なんです。過去10年分の資料を全部よこせというと、全部コピーをとって全部黒塗りして、またコピーをとって見せるんです。それは閲覧だけで、ぱっと見てあぁいいよと。場合によってはその準備をさせただけで来ない。倉庫いっぱいそういうものをつくっているというふうなことあった。そのために何千万、何億円とかかかっているとあります。だから、そういう不適切な利用があったということを経験した自治体とそうでないところというのも違うんです。そういう評価をちゃんとしているかどうか。そのオンブズマンがどういう判断をしているかは知りませんが、何でも出せばいいというものでもないかもしれないですね。そのためにかかるコストと、そのために受ける公共の利益と、やはりてんびんにかけて考えないといけないような感じはしたことがありました。

東京都がいけない点をとったのは、お金を取っているということだと思ってしまうんですけれども。

中山委員 たしか閲覧に関して、閲覧手数料が100円かかるんで、多分そのことだろうと。

内山会長 でしょうね。ですから、それはそういうことが背景にあるんだと思います。実は、それはある特定の人が特定の人を困らせるためにやっている。ただ、目的は何であれ問わないのが情報公開の趣旨ですから、そういうものに対応するというふうなことについては、だれも情報公開する方は公表しないんですね。そういう不適切なことがあるということ自体を。ですから、我々の判断も、そういう情報のないままお金を取らない方がいいんじゃないかというふうに判断をしてしまう。

池本委員 1つよろしいでしょうか。

社会保険庁から情報提供を依頼した案件で、東京新聞の1面で文京区と八王子ともう一つのところが提供をしなかったというのが、3月の新聞記事にもなっていて、それで文京区の担当課の意見も書かれていたんですが、私はこの会のお知らせをいただいたときに伺った話では、提供しないというのを決定したのではなくて、それが延びているというふうに伺ったんで、その件については情報公開のことですので、ご報告をしていただけたらと思うんですが。

竹澤広報課長 東京新聞に出ましたけれども、税に関する情報ですので、じゃ出しましようというようなものではありません。検討を要する問題です。

12月ごろに依頼があって、1月の初旬ぐらいには提出というような余り期間がないなかで、その情報を出すには一定の作業が必要で、あわせて私どもの審議会のご意見をいただかないと出せない問題なので、そのようなことで期限が迫っているということで、今回については提供しないということで処理したということでございます。調査は、また3年に1回あるそうなんですけれども、またその際には審議会の方にご審議いただくかどうか、その点も含めて次回についてまた状況を見ながら判断したいと考えております。

内山会長 要するに区長として、情報提供しないということだから諮問をしなかったということですか。

竹澤広報課長 そうですね。

内山会長 例えば生活保護の申請が出てきたときに、申請者が例えば厚生年金だとかいろいろ年金をもらって、実はお金を持っているんだというふうなことがあるかもしれませんが。そのとき行政体が社会保険庁に照会をしますが、社会保険庁は答えません。法令に基づく照会なんですけれども、社会保険庁は本人が同意しない限りは出さないとして、自分の情報はそのように守っている部分がありますよね。税務情報なんかそれこそ出しているのかという問題になる。

竹澤広報課長 基本的には税務情報については、国の機関だから何か調査するので必要だということでも、個別具体的な情報を提供する場合は慎重に所管の方では判断しています。

内山会長 そういう意味では、文京区のセキュリティーはほかよりも安全だというふうなことかもしれませんが。それがいいことかどうか。

中山委員 実は、他の東京都の自治体にお住まいの方から、同居の親族の方が国民年金の滞納をしていた。そうしたら、同居親族に差し押さえますよという通知が来たということがあったというのを僕は聞いています。同居の親族がいるかどうかなんていうのは、社

会保険庁はつかめないの、何らかの照会がその自治体にあったということなのかなと、私もごく最近そういう話を聞いたことがある。

うちの区ではどうなんだろうと、ふと素朴に思ったんですね。今の広報の方々のお話を伺っていて、ちゃんとその辺のガードがむしろかたい方向にあるとお聞きして、それは私個人としてはいいことだなと思います。

竹澤広報課長 国民年金法が改正されて、先ほどの調査の件については、社会保険庁の方ではそれなりの法的根拠を持ったというようなこととお話があったようですけども、調査できるといった規定があった場合は、私どもの方では個人情報の一括承認を受けた中で個別判断の上で、幾つかフィルターがあるんですけど、それをクリアしていれば出しましょうというような形で対応しています。

内山会長 そうですね。少なくとも何も考えずに要求があればどんどん出すというふうな組織ではないということでは、安心はしているということでしょうけれども、かといって情報を必要なときにも出さないということがあると、先ほどの亡くなっている方のようなことがあったりするといけない。どうやって情報を処理するのか。これから社会のコンセンサスが一定の方向に行くんでしょうけれども、適切に考えていかないといけない問題は幾らでもあるということです。適切に判断をして処理に当たっていただきたいというのが審議会の希望だと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、これで予定された議案も終了いたしましたということでございますので、会議を閉じさせていただきたいと思います。ご苦労さまでございました。